



2026年6月29日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 千歳 喜弘
(コード: 4088 東証プライム・札証)
問合せ先 広報室長 福島 圭介
T E L 06-6252-3966

有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2026年6月30日が法定提出期限である第26期(2026年3月期)有価証券報告書につきまして、提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第26期(2026年3月期)有価証券報告書
(自2025年4月1日 至 2026年3月31日)

2. 延長前の提出期限

2026年6月30日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2026年7月31日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2026年6月22日付で公表した「特別調査委員会による追加調査報告書受領および今後の対応に関するお知らせ」のとおり、上記の特別調査委員会による調査の過程において、当社の完全子会社である株式会社日本海水(以下「日本海水」)における不適切な会計処理の疑いが新たに判明し、特別調査委員会による追加調査が実施されるに至りました。特別調査委員会が検出した事案の一部は、当社の自主点検調査の対象となり(以下「日本海水自主点検事案」)、日本海水自主点検事案については、日本海水に係る取引の実態把握、会計処理の適正性検証および影響額の精査等が必要となるため、その結果を反映したうえで財務数値を確定させる必要があります。

具体的には、日本海水自主点検事案の一つである事業間の費用付替えに関連して、前提となる各事業の事業

損益の算出方法の整理および本来あるべき事業損益の算出は完了しているものの、新たに整理し直した4つの事業ユニットへの固定資産の再割り当て、減損損失計上額の測定、過年度の減価償却費の見直し等の派生論点について検討を進めております。これらの手続は一定の期間を要し、減損損失計上額および関連する会計処理の確定には至っておりません。

加えて、自主点検の過程において、6月14日、当社の連結子会社であるAIR WATER VIETNAM CO., LTD. (以下「AW ベトナム」)における会社資金の横領を伴う不適切な会計処理事案が発覚しており、現在、事実関係の精査および財務数値への影響額の調査等を継続しております。

そのため、当社においては、当社による決算手続、自主点検手続、内部統制の再評価(決算数値や会計処理の再点検含む)並びに会計監査人による監査への対応等に加え、日本海水自主点検事案への対応が必要な状況であり、さらに、AW ベトナムにおける横領事案といった自主点検結果からの不適切事案に対応する必要があります。

また、上記対応に加え、グループ全体の自主点検および過年度修正対応等により、通常の決算・監査プロセスと比較して大幅に負荷が増大しております。これらの対応には相応の時間を要する見込みであり、また、当該内容を踏まえた会計監査人による監査手続にも一定の期間を要することから、法定提出期限までに監査報告書を受領したうえで第26期(2026年3月期)有価証券報告書を提出することが困難な状況にあると判断したため、2026年6月29日付で同有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することとしました。

5. 今後の見通し

今回の有価証券報告書の提出期限の延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。当社は、第26期(2026年3月期)有価証券報告書の作成を行い、会計監査人による監査を経て、延長が承認された場合の提出期限である2026年7月31日までに提出すべく準備を進めてまいります。また、遅れております2026年3月期第3四半期ならびに通期決算短信につきましても、当該有価証券報告書の提出期限までに公表いたします。

以 上